木津川市教育委員会会議録

令和８年第９回木津川市教育委員会定例会

〇日　時：令和８年９月２９日（火）　　午後４時から午後４時５１分まで
〇場　所：木津川市役所　５階　全員協議会室
〇出席者：竹本充代教育長、佐脇貞憲委員、皆川麻紀委員、智原江美委員、城野智委員
（事務局）平井教育部長、雜賀理事、古和田理事、福井教育部次長兼教育総務課長、東村教育部次長兼学校教育課長

１．開　会　　教育長
　教育長あいさつ

２．前回会議録の承認
　委員から異議なく承認された。

３．教育長報告（令和８年８月２５日～令和８年９月２９日）
　教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について、説明があった。
- ８月２５日　第４回相楽地方教育長会、令和８年度相楽地方小・中学校管理職（校長）研修会に出席した。同日中学生海外派遣事業参加者から市長への報告会を実施した。８月１２日から２０日までサンタモニカ市に派遣した中学生１０名の体験について報告された。
- ８月２６日　いじめ防止等対策委員会に出席した。委員に委嘱状を交付した。任期は二年。第１回いじめアンケート調査の結果について報告し、議論された。
- ８月２７日　市議会が開会した。会期は９月２５日までである。
　交換留学生報告会に出席した。サンタモニカの高校生と一人ずつ、お互いのまちを訪問し、ホームステイで現地の生活を体験したり、市役所を訪問するなどの事業を行っている。木津川市からの参加者が体験したことについて報告をうけた。
- ８月２８日　ＡＬＴの着任式に出席した。今年度３人のうち２人が交代することになり、そのうちの１人の着任式であった。木津第二・泉川・山城中学校を担当される。
- ８月３１日　市議会の総務文教常任委員会が開催され、教育部から報告３件を提出した。
- ９月　４日　市議会の補正予算特別委員会が開催され、教育部予算のうち文化財の公有化

事業及び給食費の公会計化に係る費用について提案した。

・　９月　６日　第３３回相楽合唱祭に出席した。相楽地域の合唱サークルの発表や合同合唱があった。
・　９月　７日　８，１０，１１日と４日間、市議会の一般質問が実施された。
・　９月１７日　市議会決算特別委員会で令和７年度の決算について審査された。
・　９月２５日　市議会が閉会した。

４．その他

（１）今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

（２）令和８年第３回木津川市議会定例会一般質問及び答弁について

事務局が、資料に基づき説明を行った。

［説明］

教育部に対して４人の議員から質問があった。主なものについて説明。

【質疑】

委　員：中学校の修学旅行はどこへ行っているのか。

事務局：今年度は全５校のうち沖縄県１校、長崎県３校、信州方面１校である。

事務局：来年度からは沖縄県３校、長崎県１校、信州方面１校となる予定である。

教育長：修学旅行費用は積み立てが必要なため、２年前から計画し、保護者にも説明している。

委　員：令和８年６月に策定された木津川市小中一貫教育基本方針に関する質問では学校規模の話しか出てきていない。基本方針策定の際には、小中一貫教育を進める理由について、規模だけではなく、教育内容やいろいろな理由、メリットなどがあったと思う。そのことについて市議会議員には理解いただけているか。説明する機会はあったか。

事務局：基本方針策定後、８月５日に市議会幹事会で説明した。その際質疑応答もあり、メリットやデメリットの説明もしているので、理解いただいた上での質問であると認識している。

（３）令和８年度第１回木津川市いじめ調査結果について

事務局が、資料に基づき説明を行った。

［説明］

調査の背景について。平成２５年９月にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめの定義が明確化されるとともに学校や行政等による組織的な対応が義務付けられた。同法に基づき、当市のいじめ防止基本方針を策定し、年２回アンケート調査を実施している。この調査に合わせて小中学校とも担任と児童生徒の面談の時間を確保している。学校での実施が困難な場合には家庭訪問や電話による聞き取りなどの方法で実施している。

【質疑】

委　員：アンケート項目のうち、一つでも該当していれば担任などから児童生徒へアプローチされるのか。

事務局：該当の有無に関わらず、お話週間、教育相談週間を設定して児童生徒全員に面談している。アンケートには記入していなくても、面談で悩みなどを打ち明けることもある。

委　員：アンケートの回答と担任のいじめに対する捉え方に違いはないのか。

事務局：「嫌な思い＝いじめ」として取り扱っているため、認識にずれはない。いじめとして認知したものについては被害を被った児童生徒に寄り添いながら事実確認を行い、加害児童生徒に指導を行い、保護者に連絡する。

教育長：第２回調査の予定についてはどうか。

事務局：１０月にアンケート調査を実施する。合わせてお話週間、教育相談週間を設ける。第１回調査で認知したいじめ、嫌な思いについて、継続しているかどうか、解消しているか見守り判断する。また第１回調査以降、新たなものがあれば拾い上げる。

教育長：１回目と２回目の件数の差の中には新規や解消済などが含まれると考えられるが、個々にどのような動きがあったかについては、面談で聞き取りしているということでよいか。

事務局：そのとおり。

委　員：直接いじめにつながっているかどうかは不明だが、課題となっているＳＮＳ上で、いじめと判断できそうなことをしているにもかかわらず、本人も気づいていないということが起こり得るのではないか。特に中学校で、そういった事象の把握や実際に指導したことなどはないのか。

事務局：被害を受けた生徒が、保護者や教員に相談することもあるが、グループラインなどに参加している他の生徒から、これはどうかと心配して相談し、発覚することもある。ＳＮＳの指導については、教員や外部講師が情報モラルの教室を実施している。以前と比較すると生徒本人や保護者に情報モラルに対する規範意識は浸透したと思われるが、陰に隠れて悪質なことが起こっている可能性もある。被害生徒本人から相談されればよいが、中学生では自分で抱え込んでしまうこともある。生徒の

様子を注意深く見守り、小さな変化を見逃さないよう、教員の観察力や複数の教員による見守りが非常に大事なことになってくる。積極的に観察して働きかけることで未然防止につながると考えている。また保護者への啓発も必要であると考えている。

（4）教育委員からの質問等について

委　員：学校の働き方改革について。神戸市の小学校では、教員の働き方改革の推進について、掲示板に周知内容を掲示するなど、学校周辺や地域に対してアピールされている。木津川市内では、保護者への説明はされていると思うが、地域住民などへの周知はしているのか。

事務局：令和８年４月に木津川市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、働き方改革に取り組んでいる。周知については、今年度全小中学校に設置した学校運営協議会で、校長から運営方針として説明するなど、協議テーマに取り上げているので、同協議会を通じて保護者や地域住民への浸透を図っていきたいと考えている。例示されたような見える形での周知は、現在のところ実施していない。

委　員：通学の安全について。今年４月から道路交通法が改正され、自転車のルールも変わった。市議会でも質問があったようだが、自転車の安全指導については適時的確に実施されているのか。

事務局：木津南中学校以外は自転車通学の生徒がいる。今回の道路交通法改正は１６歳以上が対象であるため、中学生は対象外であるが、自転車は車両であるという意識を持つこと、加害者にも被害者にもならないように規範意識の向上やヘルメットの着用が求められるところである。学校においては、全校生徒を対象に交通安全指導・教室を実施しており、引き続き事故防止に向けた安全教育を実施していく。

城山台地域の通学路安全対策会議で、自転車通行不可の歩道を通行していることは課題として認識しており、各学校でこの件についても周知し、指導している。

委　員：第一学校給食センターの施設管理費について。場所の選定について、いろいろ議論があり、最終的には教育委員会も同意して現在の場所に建設することになった。法面の面積が広かったように思うが、除草費用はどの程度必要なのか。

事務局：毎年２回、７月・１１月頃に委託して実施している。様々な経費が上昇しているため、令和８年度は約３００万円で契約しているが、作業実態に応じて変更契約の可能性があり、確定した金額ではない。昨年度までは概ね２９０万円であった。

教育長：経費上昇は作業員の人件費分か。

事務局：作業員や警備員の人件費、その他燃料費などの物件費も上昇している。

教育長：場所の選定にあたって、法面についても承知しており、議論いただいた。他の候補地もある中から最良の場所ということで選定された経過がある。法面の管理も含

め、安全に運用しているところである。

（5）次回教育委員会は、令和８年１０月１６日（金）に木津川市役所で開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。